

○東京都市町村公平委員会に証人として出頭する者に対する費用弁償条例

(昭和42年4月1日)
条例第6号

改正 昭和42年 9月22日 条例第11号

平成 5年 2月26日 条例第 7号

平成26年 2月18日 条例第 6号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により、東京都市町村公平委員会の求めに応じて、証人として出頭する者に対して支給する費用弁償につき必要な事項を定めることを目的とする。

(額及び支給方法)

第2条 証人として出頭した者には、出頭したときに旅費を支給する。

2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、別表の定めるところによる。

第3条 前条に定めるもののほか必要な経費は、その実費を弁償することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要なことは、管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月22日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月15日から適用する。

附 則（平成5年2月26日条例第7号）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都市町村公平委員会に証人として出頭する者に対する費用弁償条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月18日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日 当		宿 泊 料	食 卓 料
					宿 泊 を 要 し な い も の	宿 泊 を 要 す る も の		
内 国 旅 費	実 費	実 費	実 費	実 費	2,300 円	3,500 円	15,000 円	1,800 円
外 国 旅 費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、指定職の職務にある者の相当額							
備 考	公平委員会で借り上げた自動車を使用して旅行した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。							